

国保 からの おしらせ です



保険料納付が難しい場合はお早めにご相談ください。

国民健康保険料は、同じ地域に住む国民健康保険の適用者が病気やけがをしたときに医療費の一部を自己負担するだけで医療機関を受診できるための大切な財源です。誰もが安心して医療を受けられるよう、期限までに納付してください。

納付期限を過ぎたときは延滞金等が加算されるほか、災害など特別な事情なく滞納が続くと、医療費が全額自己負担になる場合や、財産の差押えを行う場合があります。納付が難しい場合はお早めにご相談ください。

前年に比べて所得が減少した人などは保険料の減免や軽減が受けられる場合があります。納付期限を過ぎた場合は減額できなくなりますのでご注意ください。

【問合先】 保険年金課 収納・滞納整理担当、資格賦課担当
☎072（956）1111 内線 1750・1751・1740・1760

交通事故など他人の行為でケガをした際は必ず届出を

国民健康保険が適用されている方は、交通事故や傷害事件など他人の行為でケガをした際も保険を使えますが、羽曳野市への届出が必要です。届出をせずに相手から治療費等を受け取ると、保険が適用されない場合があります。示談の前に必ずご相談ください。

【問合先】 保険年金課 給付担当
☎072（956）1111 内線 1320・1340

市役所職員を名乗る還付金詐欺にご注意を

市役所の職員を名乗り「還付金がある」などと言葉巧みに ATM を操作させる不審な電話がかかっています。市役所職員が ATM の操作をお願いすることはありません。不審な電話があったときは一度電話を切り、家族や消費生活センターにご相談ください。もしも振り込んでしまったときは、すぐに警察に連絡してください。

【問合先】 羽曳野市消費生活センター
☎072（947）3715
警察相談専用窓口
☎#9110